第14号様式（第８条関係）
（その１）

受付印



平成 30 年分

（ 開催分）

収支報告書

（ふりがな） （にっぽんいしんのかい みえけんそうしぶ）

1 政治団体の名称 日本維新の会三重県総支部

2 主たる事務所の所在地 三重県伊賀市緑ヶ丘南町4036番地

3 代表者の氏名 杉本和巳

4 会計責任者の氏名 田中覚

事務担当者の氏名 伊藤嘉枝子

（電話） 0595-24-6661

（電話）

受付	会計	添付	複写	転記	
✓	✓	✓			

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☑ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☐ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
 - 公職の種類 （現職・候補者等）（ 現・候 ）
 - 資金管理団体の届出をした者の氏名
- ☑ 無

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
 - 公職の候補者の氏名
 - 公職の種類 （現職・候補者等）（ 現・候 ）

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

		十億	百万	千	円
収　入　総　額	(②+③) ①		5	6,045,662	
（前年からの繰越額）	②		1	790,552	
（本年の収入額）	③		3	814,014	
支　出　総　額	④		1	508,604	
翌年への繰越額	(①−④) ⑤		4	095,962	

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金　額			2	140,000
員　数				107人

| (2) 寄　附 | | | |

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	備考
日本維新の会	900,000円	30.4.25	大阪市中央区島之内1-17-16	三栄長堀ビル
日本維新の会	900,000円	30.7.25	大阪市中央区島之内1-17-16	三栄長堀ビル
日本維新の会	900,000円	30.10.25	大阪市中央区島之内1-17-16	三栄長堀ビル
日本維新の会	900,000円	30.12.25	大阪市中央区島之内1-17-16	三栄長堀ビル
この頁の小計	3,600,000円			
合計	3,600,000円			

（その６）

(6) その他の収入

摘　　要	金　　額										備　　考
				十億			百万		千	円	
この頁の小計											
1件10万円未満のもの										14	
合　　計										14	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費		
(2) 光熱水費		
(3) 備品・消耗品費	4,820円	
(4) 事務所費	469,560円	
小計	474,380円	1(1)～(4)の計・・・①
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	46,514円	
(2) 選挙関係費	0円	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	773,710円	2(3)ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0円	
イ 宣伝事業費	773,710円	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0円	
エ その他の事業費	0円	
(4) 調査研究費	0円	
(5) 寄附・交付金	214,000円	214000円
(6) その他の経費	0円	
小計	1,034,224円	2(1)～(6)の計・・・②
合計	1,508,604円	①+②

（その15）

(3) 政治活動費の内訳											項目別区分	組織活動費（通信費）		
支出の目的	金額										年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億		百万		千			円						
この頁の小計								0						
その他の支出					3	8	7	1	4					
合計					3	8	7	1	4					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分	組織活動費 (旅費・交通費)		
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円					
この頁の小計									
その他の支出				7	8 0 0				
合計				7	8 0 0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳									項目別区分	宣伝事業費 (宣伝自動車リース料・維持費		
支出の目的	金額								年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円								
この頁の小計												
その他の支出				3	6	0	0	0	0			
合計				3	6	0	0	0	0			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳											項目別区分	宣伝事業費	（宣伝広報費）	
支出の目的	金額 十億	億	百万	千	百	十	円				年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
H.P.作成料				3	7	8	0	0	0		30.9.21	一般社団法人地方創生観光研究所	三重県伊賀市上野丸之内106-3	
この頁の小計				3	7	8	0	0	0					
その他の支出					2	5	0	0	0					
合計				4	0	3	0	0	0					

（その15）

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分	宣伝事業費　（印刷製本費）		
支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千	円							
この頁の小計							0				
その他の支出				10	7	1	0				
合計				10	7	1	0				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分	寄附・交付金　（本部交付金）		
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	上	円				
本部交付金			1 1 0	0 0 0	30.3.28	日本維新の会	大阪市中央区島之内1-17-16 三栄興産ビル	
この頁の小計			1 1 0	0 0 0				
その他の支出			1 0 4	0 0 0				
合計			2 1 4	0 0 0				

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
本部交付金	1,100,000円	30.3.28	日本維新の会	大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
本部交付金	460,000	30.4.2	日本維新の会	大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
本部交付金	440,000	30.4.4	日本維新の会	大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
本部交付金	140,000	30.4.9	日本維新の会	大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
この頁の小計	2,140,000				
合計	2,140,000				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党の本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成31年3月8日

政治団体の名称　日本維新の会三重県総支部

会計責任者の氏名　田中覚　印

代表者の氏名　印

（※代表者氏名は解散に伴う収支報告書にのみ記入すること）

※　政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の氏名の記名押印又は署名のほか、代表者の氏名の記名押印又は署名が必要です。